

佐野市地域公共交通網形成計画策定業務委託仕様書

1 業務名

佐野市地域公共交通網形成計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、公共交通の利便性の向上や公共交通空白地域の解消に向けて、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という。）に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定することを目的とする。

3 本市の課題・背景

佐野市の路線バスは、中山間地域と拠点となる市街地等を結ぶ市営バスと、佐野駅から佐野新都市地区を繋ぐ民間路線バスがある。このうち、市営バスは、自家用有償旅客運送により8路線を運行し、高齢者や高校生の交通手段として定着している。利用者数は、平成20年に路線を再編し運行以来、増加傾向にあるが、路線の増加等により運行経費も年々増加している。また、中山間地域では過疎化が進み、高齢者の移動手段として公共交通の必要性が高まることが予想される。このため、現状の市営バスの課題を把握し、利用者や地域に合った運行形態を明らかにすることが求められている。具体的には、以下のような課題が挙げられる。

(1) 佐野市営バスの運行形態の見直し

①長大路線による運行の非効率性

拠点間を繋ぐ基幹線は、2系統で時間帯別に運行し、田沼・葛生地区から佐野地区の医療機関やイオンモール等の拠点間を移動するような比較的長い利用者が多い反面、各拠点内の短いコンパクトな移動需要に対応できていない。1日20便のうち時間帯及び区間における利用者数の偏りも見受けられる。

②佐野新都市線と基幹線の整理

佐野駅と佐野新都市バスターミナル間は、佐野市営バス・基幹線と関東自動車㈱の佐野新都市線の2つの路線が運行している。ルートは異なるが、主要目的地は同じであるため、佐野新都市バスターミナル発着の高速バスへの接続利用を推進するためにも、両路線の整理・連携を図ることが必要である。

③支線（野上線・飛駒線・足利線・秋山線・仙波会沢線・名水赤見線・犬伏線）の収支率の改善

過疎化と高齢化が進む中山間地域を運行する支線（野上線・飛駒線・足利線・秋山線・仙波会沢線）は収支率が低調で運営が厳しい状況にあり、改善が必要である。その一方で、路線バス延伸やデマンド交通の導入を求める声が出ているが、タクシーの既存利用者が減少（移

行)する懸念や、運転士不足等の要因により、新たな交通モードへの進出が困難な状態にある。

犬伏線は、人口密度が高い犬伏地区と佐野駅・厚生病院・佐野新都市を結ぶ定時定路線型の路線バスとして、平成26年度に運行を開始したが、収支率が低調である。

足利線は、飛騨地区と隣接する足利市を結ぶ定時定路線型の路線で、以前は同地区の生活圏が足利市であったことから、合併前(旧田沼町)から維持されてきた路線である。利用者は足利市内の県立高校への通学利用が主であるが、近年、定期利用者は減少している。

いずれの路線もこのままの運行形態では、将来的に乗車人員が落ち込み、経費だけが一方的に増加することが推測される。また、路線バスのみではカバーできない等の課題もある。

④基幹線と支線との乗継拠点の必要性

現在、基幹線と支線の乗継拠点は、主に佐野駅と田沼行政センター(一部 佐野市民病院)、市営バス車庫前に設定されている。各路線の利用実態をふまえ、基幹線の運行ルート・ダイヤの効率化と合わせて、乗継拠点の統合や新しい待合拠点の整備が必要である。

⑤名水赤見線の通学需要への対応

名水赤見線は、佐野駅を起点に赤見地区を循環する路線であり、鉄道から乗り継いで沿線の県立高校へ通学する生徒の足として、定期的に朝夕の需要がある。朝夕の通学時間帯以外の利用者は少ない。

⑥料金体系の見直し

佐野市営バス(一律料金)と関東自動車株の佐野新都市線(距離制料金)の料金体系の整理・検討が課題となっている。

(2) 持続的・効率的な市内公共交通ネットワークの検討

①公共交通空白地域等の解消

市南部の国道50号以南及び、足利市や群馬県館林市との市境付近、その他各地に公共交通空白地域が存在する。平成28年度は、吾妻地区を構成する村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町の4町会代表者との勉強会を開催し、路線バスだけではなくデマンド交通についても研究を重ねている。その成果をふまえて、地域の移動実態にあった運行形態・方法を検討するとともに、地域主体による共助型の公共交通導入も含めて、公共交通空白地域等の解消を目指す。

②路線バスと高速バスとの連携

佐野新都市バスターミナルから発着する高速バスと路線バスの連携を強化させ、佐野新都市バスターミナル駐車場不足の解消、首都圏への通勤・通学利用者の獲得及び交流人口の増加を図る。

③佐野市営バスの支線とスクールバスの整理

市立小中学校の通学用として、市教育委員会が業務委託をしているスクールバスの運行形態等の整理を行う。

4 契約期間

本業務期間は、契約締結の日から平成30年3月30日（金）までとする。

5 委託料上限額

本業務に係る委託料の総額は、8,370,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

6 業務内容

（1）計画準備

業務内容を十分に理解したうえで、具体的な作業、方策等を整理し、本市の課題・背景を考慮した上で、作業スケジュールを含めた業務計画書を作成する。

（2）本市における地域公共交通の現状把握・課題の整理

① 上位計画及び関連計画等の整理

網形成計画策定に係る上位計画及び関連計画（総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン、市有施設適正配置計画、地域公共交通総合連携計画等）を収集し、佐野市の公共交通政策の位置付けを明確にする。

また、近隣市町との連携状況について整理し、地域間連携における公共交通ネットワークの位置付けを検討する。

② 地域公共交通を取り巻く地域特性の把握

各種統計データを活用し、地理的条件、道路網の状況、人口動態、通勤・通学流動、施設（医療施設、商業施設、公共施設、観光施設等）の立地状況、住宅等の開発状況、来街者の実態、道路整備・渋滞箇所の状況、自動車交通の状況（自家用車保有状況、免許保有者数、免許返納状況）等を整理する。

③ 地域公共交通の運行実態の把握

現状の地域公共交通網（鉄道、路線バス、高速バス、福祉バス、タクシー等）の運行状況を整理し、運行ダイヤ・結節点、利用状況、公的負担（補助制度別の推移等）などの現状を把握し、分析を行う。

④ 路線バス、タクシー等の公共交通事業者等へのヒアリング調査

現況を把握した公共交通の運行・委託事業者（運行管理担当、運転士等）から、運行・利用状況、運営上の問題点などを聞き取る。（鉄道事業者、路線バス事業者、高速バス事業者、タクシー事業者、スクールバス委託事業者、市営バス委託事業者等、7事業者以上を想

定)

⑤ 公共交通機関利用者の移動実態及びニーズの把握

公共交通機関利用者に関する情報収集及び調査を実施する。実際に公共交通機関を利用している高齢者や通勤・通学者等から、外出行動や公共交通の利用状況、運行方法の問題点・改善要望などを具体的に聞き取る。市民の利用が多い各種施設（商業施設、病院・医院、集客・観光施設、教育施設等）の管理者を対象としたヒアリング調査（※1）を実施することにより、施設利用・訪問者の実態や公共交通機関の利用状況、運行方法への要望などを整理する。

⑥ 住民移動の実態及びニーズの把握

住民の日常の生活行動パターン、外出状況など公共交通機関の利用状況、運行方法への要望、利用可能性等を明らかにするために、主要バス停、商業施設来訪者、市内の老人クラブなどにおいて、住民対象のヒアリング調査（※1）を行い、結果について考察及び傾向分析を行う。また、老人クラブや公共交通利用者、公共交通空白地域等の移動に対して課題を抱えている住民に対し、より具体的なニーズ把握を目的としたグループインタビュー（※2）を実施する。

（※1） バス車内及び市内施設6ヵ所以上におけるヒアリング調査、500名以上を想定

（※2） 4ヵ所以上、30人以上を想定

上記④、⑤、⑥の調査を実施するにあたっては、より多くの方の具体的なニーズを把握するため、実施方法の工夫に努めるものとする。

（3）現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の検討

① 基本的な事項の検討

計画策定の主旨及び位置づけ、計画区域、計画期間、基本方針、計画目標、佐野市の地域・交通特性、地域公共交通の現況と課題について検討する。

② 目標を達成するための施策及び事業の検討

交通事業者や住民と連携し、計画に位置づけるための施策及び事業を検討する。ネットワークの再編や公共交通機関の利用促進に向けた方策に重きを置いて検討する。

③ 路線再編に向けた系統別の採算性の検討

系統別の収支率や乗車密度等の経営指標を算出し、将来的な路線再編の方向性について交通事業者と連絡調整しながら検討を行う。なお、運行経費及び運賃収入をシミュレーションし、比較しながら検討するものとする。

④ 公共交通の事業性等に関する検討

現状の公共交通機関の収支状況や公的負担の状況を整理した上で、人口動態や住民ニーズを踏まえた将来の公共交通の事業性、事業成立範囲等について検討する。

⑤ 計画の達成度の評価方法等の検討

計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法、評価の実施体制等の検討を行う。

(4) 佐野市地域公共交通網形成計画の作成

(1) から (3) の結果を基に、佐野市地域公共交通網形成計画 (案) の取りまとめを行う。なお、作成にあたっては、法で規定されている網形成計画の記載事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針で規定されている網形成計画の記載事項等に留意する。

(5) 分科会、庁内協議への参加及び地域説明会開催補助

分科会、庁内協議への適時参加、地域説明会開催補助を行う。(6回以上を想定)

(6) 打合せ

打合せ協議は、当初、中間時2回、業務終了時の4回を基本とする。この他にも必要に応じて適宜、協議打合せを行う。

7 業務の成果物

- ① 報告書 (A4版、ファイル綴じ) 2部
- ② 佐野市地域公共交通網形成計画 (製本100部及びCD-R)
- ③ 佐野市地域公共交通網形成計画概要版 (CD-R)
- ④ その他、本業務に使用した資料及びデータ等
(A4版、ファイル綴じ) 1部及びCD-R

8 その他

(1) 本市が想定する地域公共交通網形成計画策定に向けたスケジュール

- ① 第1回協議会 平成29年6月
検討内容：コンサルタントの選定結果、調査内容・方法、策定スケジュール
- ② 第2回協議会 平成29年9月
検討内容：各種調査結果、交通の課題、事業の内容
- ③ 第3回協議会 平成29年12月
検討内容：計画の素案
- ④ パブリックコメント 平成30年1月
- ⑤ 計画案の取り纏め 平成30年2月

- ⑥ 第4回協議会 平成30年3月
 検討内容：計画の承認
- ⑦ 計画の策定期間 平成30年3月

- (2) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。
- (3) この仕様書は、作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても交通生活課が業務上必要と認めた場合は、協議のうえ、その指示により実施するものとする。